

岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例（案）の概要

1 目的（第1条関係）

本条例は、歯・口腔の健康づくりが生活習慣病等の対策など、県民の食生活、社会生活に与える重要性にかんがみ、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

2 基本理念（第2条関係）

歯・口腔の健康づくりは、県民の自主的な努力によって行われること、また、生涯を通じて必要な口腔保健医療サービスを受けられることができる環境が整備されることを基本として推進されなければならない。

3 県の責務（第3条関係）

県は、歯・口腔の健康づくりに関する総合的施策を策定し、及び実施する責務を有する。

4 市町村との連携等（第4条・第5条関係）

県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携、協力及び調整を行う。

歯・口腔の健康づくりに関する施策を市町村が自ら策定、実施する場合には、市町村の求めに応じて県が情報の提供、技術的助言等を行う。

5 県民の取組の促進等（第6条・第7条・第8条・第9条関係）

歯・口腔の健康づくりを進め、県民の健康の保持増進につなげていくためには、県民の自らの取組、歯科医師等専門家の協力、事業者等の取組等が不可欠であることから、県は、そうした県民等関係者の取組が促進されるよう必要な対策等を講じる。

教育関係者、福祉関係者については、歯・口腔の健康づくりを実践する場として、学校や福祉施設は欠くことのできない場であることから、県は、その取組が促進されるよう必要な対策等を講じる。

6 基本的施策の実施（第10条関係）

県は、歯・口腔の健康づくりを推進するため、次のような基本的施策を実施する。

- 一 幼児期・学齢期及び成人期の各ステージにおけるむし歯・歯周病の予防対策等
- 二 障害者など定期的に歯科健診を受けることが困難な者に対する訪問による歯科健診、歯科医療、保健指導などの口腔ケア等の推進
- 三 歯・口腔の健康づくりに携わる人材の確保等
- 四 歯・口腔の健康づくりに関する定期的な調査、予防や医療等に関する研究など

歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する調査・研究

- 五 80歳になっても自分の歯を20本以上保持するための取組である8020運動の着実な展開等県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりに対する意識の啓発
- 六 歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進する期間の設定
- 七 その他必要な施策

7 基本的な計画（第11条関係）

知事は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、歯・口腔^{くわう}の健康づくりのための基本的な計画を定める。

基本的な計画には、目標・施策の方針・施策・その他必要事項を定める。

8 年次公表（第12条関係）

知事は、本条例に規定する歯・口腔^{くわう}の健康づくり計画に定める施策の実施状況を毎年度公表する。

9 財政上の措置（第13条関係）

県は、本条例に規定する歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を予算の範囲内で講ずるよう努める。

10 施行日・経過措置（附則関係）

本条例の施行日は、平成22年4月1日とする。

なお、本条例の制定時点で、既に「歯・口腔^{くわう}の健康づくり計画」（平成14年度～平成22年度）が策定されていることから、これを第11条第1項に基づき策定されたものとみなす。